⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　平成29年９月21日（木）午後４時　上記期限までの休日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　上記⑴に同じ。

提出方法　１部を持参又は郵送等（書留郵便等配達の記録が残るものに限る。）すること。

6　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書の作成要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⑸　２⑴①２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　技術提案書のヒアリングを行う。

⑺　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Hirohisa Imagi, Director of Construction and Renewal Management Headquarters of Hanshin Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : The bridge structure examination and an outline design work of the Nada Beach and Shinkoh route

⑷　Time-limit for the submission of expressinterests : 4 : 00 P.M. 21 August 2017

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 21 September 2017

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : General Affairs and Accounting Group Construction and Renewal Management Headquarters, Hanshin Expressway Company Limited. 1―3―15 Awaza, Nishi-ku, Osaka-shi, 550―0011, Japan TEL 06―6535―9359

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成29―31年度沖洲高架橋下部（Ｐ19―Ｐ１）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年８月８日

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事名　平成29―31年度　沖洲高架橋下部（Ｐ19―Ｐ１）工事

2　工事場所　徳島県徳島市東沖洲地先

3　工事内容　工事延長　Ｌ＝210m、橋梁下部道路土工　１式、ＲＣ橋脚工　１式、仮設工　１式

工期　平成31年10月31日まで

4　申請の時期

平成29年８月９日から平成29年９月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年９月15日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年８月９日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年８月８日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）平成14年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ア）基礎型式が既製杭で杭長が35m以上の工事の施工実績を有すること。

イ）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。

なお、ア）、イ）は同一工事でなくても良いが、別工事の場合はア）の条件を満たす工事とイ）の条件を満たす工事の実績を有すること。

また、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。